

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)

別紙様式第1号

改正案	現行
別紙様式第1号（第25条第1項関係） 第期 年 月 日から 年 月 日まで 業務報告 年 月 日 作成 住所 年 月 日 備付 信用金庫名 理事長氏 名 印 1. 事業の概況 (1) (略) (2) 事業成績の推移 (略) (記載上の注意) 1. ～3. (略) 4. 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下4.において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下4.において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下4.において同じ。）を行うこと。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行つた場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記すること。 (3) (略) (以下略)	別紙様式第1号（第25条第1項関係） 第期 年 月 日から 年 月 日まで 業務報告 年 月 日 作成 住所 年 月 日 備付 信用金庫名 理事長氏 名 印 1. 事業の概況 (1) (略) (2) 事業成績の推移 (略) (記載上の注意) 1. ～3. (略) 4. 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この4.において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この4.において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この4.において同じ。）を行うこと。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行つた場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記すること。 (3) (略) (以下略)

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号) 別紙様式第3号

改正案	現行
別紙様式第3号（第25条第1項関係） 第 期 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 損益計算書 年 月 日 作成 年 月 日 備付 住 所 信用金庫名 理 事 長 氏 名 印 (略) (記載上の注意) 1. ～11. (略) 12. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下12. において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下12. において同じ。）を行つた場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。	別紙様式第3号（第25条第1項関係） 第 期 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 損益計算書 年 月 日 作成 年 月 日 備付 住 所 信用金庫名 理 事 長 氏 名 印 (略) (記載上の注意) 1. ～11. (略) 12. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下<u>この</u>12. において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下<u>この</u>12. において同じ。）を行つた場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)

別紙様式第5号

改正案	現行
別紙様式第5号（第25条第1項関係） 第期$\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array}\right)$業務報告 年 月 日 作成 年 月 日 備付 住 所 信用金庫連合会名 理 事 長 氏 名 印 1. 事業の概況 (1) (略) (2) 事業成績の推移 (略) (記載上の注意) 1. ～3. (略) 4. 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下4. において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下4. において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下4. において同じ。）を行うこと。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行つた場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記すること。 (3) (略) (以下略)	別紙様式第5号（第25条第1項関係） 第期$\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array}\right)$業務報告 年 月 日 作成 年 月 日 備付 住 所 信用金庫連合会名 理 事 長 氏 名 印 1. 事業の概況 (1) (略) (2) 事業成績の推移 (略) (記載上の注意) 1. ～3. (略) 4. 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この4. において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この4. において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この4. において同じ。）を行うこと。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行つた場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記すること。 (3) (略) (以下略)

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)

別紙様式第7号

改正案	現行
別紙様式第7号（第25条第1項関係） 第 期（年 月 日から年 月 日まで）損益計算書 年 月 日 作成 住 所 年 月 日 備付 信用金庫連合会名 理 事 長 氏 名 印 （略） （記載上の注意） 1. ～11. （略） 12. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下12. において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下12. において同じ。）を行つた場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。	別紙様式第7号（第25条第1項関係） 第 期（年 月 日から年 月 日まで）損益計算書 年 月 日 作成 住 所 年 月 日 備付 信用金庫連合会名 理 事 長 氏 名 印 （略） （記載上の注意） 1. ～11. （略） 12. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この12. において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この12. において同じ。）を行つた場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号) 別紙様式第9号

改正案	現行
別紙様式第9号（第25条第1項関係） 第 期 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 業務報告 年 月 日 作成 住 所 年 月 日 備付 信用金庫連合会名 理 事 長 氏 名 印 1. 事業の概況 (1) (略) (2) 事業成績の推移 (略) (記載上の注意) 1. ～ 4. (略) 5. 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下5. において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下5. において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下5. において同じ。）を行うこと。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行つた場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記すること。 (3) (略) (以下略)	別紙様式第9号（第25条第1項関係） 第 期 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 業務報告 年 月 日 作成 住 所 年 月 日 備付 信用金庫連合会名 理 事 長 氏 名 印 1. 事業の概況 (1) (略) (2) 事業成績の推移 (略) (記載上の注意) 1. ～ 4. (略) 5. 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下<u>この</u>5. において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下<u>この</u>5. において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下<u>この</u>5. において同じ。）を行うこと。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行つた場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記すること。 (3) (略) (以下略)

改正案	現行
別紙様式第 11 号（第 25 条第 1 項関係） 第 期 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 損益計算書 年 月 日 作成 住 所 年 月 日 備付 信用金庫連合会名 理 事 長 氏 名 印 (略) (記載上の注意) 1. ～11. (略) 12. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 51 項に規定する遡及適用をいう。以下 12. において同じ。）又は修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下 12. において同じ。）を行つた場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。	別紙様式第 11 号（第 25 条第 1 項関係） 第 期 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 損益計算書 年 月 日 作成 住 所 年 月 日 備付 信用金庫連合会名 理 事 長 氏 名 印 (略) (記載上の注意) 1. ～11. (略) 12. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 51 項に規定する遡及適用をいう。以下<u>この</u> 12. において同じ。）又は修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下<u>この</u> 12. において同じ。）を行つた場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

改正案					現行																																																																																																																																				
別紙様式第13号（第131条第1項関係） （略） 第1事業概況書 第 期（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 1.～14. （略） 15. 単体自己資本比率 当期末現在 信用リスク・アセット算出手法 （単位：百万円） <table><thead><tr><th rowspan="2">項 目</th><th colspan="2">当期末</th><th colspan="2">前期末</th></tr><tr><th></th><th>経過措置による不算入額</th><th></th><th>経過措置による不算入額</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="5">コア資本に係る基礎項目</td></tr><tr><td>普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち、出資金及び資本剰余金の額</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち、利益剰余金の額</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち、外部流出予定額（△）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち、上記以外に該当するものの額</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち、一般貸倒引当金コア資本算入額</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち、適格引当金コア資本算入額</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>					項 目	当期末		前期末			経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	コア資本に係る基礎項目					普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額					うち、出資金及び資本剰余金の額					うち、利益剰余金の額					うち、外部流出予定額（△）					うち、上記以外に該当するものの額					コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額					うち、一般貸倒引当金コア資本算入額					うち、適格引当金コア資本算入額					適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額					公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額					土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額					別紙様式第13号（第131条第1項関係） （略） 第1事業概況書 第 期（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 1.～14. （略） 15. 単体自己資本比率 当期末現在 信用リスク・アセット算出手法 （単位：百万円） <table><thead><tr><th>項 目</th><th>前期末</th><th>当期末</th><th>項 目</th><th>前期末</th><th>当期末</th></tr></thead><tbody><tr><td>出 資 金</td><td></td><td></td><td>自 己 資 本 総 額 （A+B）（C）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>非累積的永久優先出資</td><td></td><td></td><td>他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額</td><td></td><td></td></tr><tr><td>優先出資申込証拠金</td><td></td><td></td><td rowspan="2">負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>資 本 準 備 金</td><td></td><td></td></tr><tr><td>そ の 他 資 本 剰 余 金</td><td></td><td></td><td rowspan="2">期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>利 益 準 備 金</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">特 別 積 立 金</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>繰越金（当期末残高）</td><td></td><td></td><td rowspan="2">内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>そ の 他</td><td></td><td></td></tr><tr><td>処 分 未 済 持 分</td><td>△</td><td>△</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>					項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	出 資 金			自 己 資 本 総 額 （A+B）（C）			非累積的永久優先出資			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額			優先出資申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの			資 本 準 備 金			そ の 他 資 本 剰 余 金			期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの			利 益 準 備 金			特 別 積 立 金			非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額					繰越金（当期末残高）			内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額			そ の 他			処 分 未 済 持 分	△	△			
項 目	当期末		前期末																																																																																																																																						
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額																																																																																																																																					
コア資本に係る基礎項目																																																																																																																																									
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額																																																																																																																																									
うち、出資金及び資本剰余金の額																																																																																																																																									
うち、利益剰余金の額																																																																																																																																									
うち、外部流出予定額（△）																																																																																																																																									
うち、上記以外に該当するものの額																																																																																																																																									
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額																																																																																																																																									
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額																																																																																																																																									
うち、適格引当金コア資本算入額																																																																																																																																									
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額																																																																																																																																									
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額																																																																																																																																									
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額																																																																																																																																									
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																																																																																																																																				
出 資 金			自 己 資 本 総 額 （A+B）（C）																																																																																																																																						
非累積的永久優先出資			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額																																																																																																																																						
優先出資申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの																																																																																																																																						
資 本 準 備 金																																																																																																																																									
そ の 他 資 本 剰 余 金			期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの																																																																																																																																						
利 益 準 備 金																																																																																																																																									
特 別 積 立 金			非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額																																																																																																																																						
繰越金（当期末残高）			内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額																																																																																																																																						
そ の 他																																																																																																																																									
処 分 未 済 持 分	△	△																																																																																																																																							

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)

別紙様式第13号

改正案					現行							
コア資本に係る基礎項目の額		(イ)										
コア資本に係る調整項目												
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額												
うち、のれんに係るものの額												
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額												
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額												
適格引当金不足額												
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額												
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額												
前払年金費用の額												
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額												
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額												
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額												
信用金庫連合会の対象普通出資等の額												
特定項目に係る 10%基準超過額												
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額												
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額												
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額												
特定項目に係る 15%基準超過額												
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額												
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額												
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額												
コア資本に係る調整項目の額		(ロ)										
自己資本												
自己資本の額（（イ）－（ロ））		(ハ)										

自 己 優 先 出 資	△	△						PD／LGD 方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額				
自己優先出資申込証拠金												
その他有価証券の評価差損	△	△						基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI／Oストリップス				
営 業 権 相 当 額	△	△										
の れ ん 相 当 額	△	△										
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△						控 除 項 目 不 算 入 額	△	△		
								控 除 項 目 計 （ D ）				
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額	△	△						自 己 資 本 額 (C－D) (E)				
内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の 50%相当額	△	△										
基 本 的 項 目 (A)								資 産 (オン・バランス) 項目				
								オフ・バランス取引等項目				
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45 % 相当額								オペレーショナル・リスク相当額を 8 % で除して得た額				
一 般 貸 倒 引 当 金								信用リスク・アセット調整額				
内部格付手法採用金庫において、適格引当金が期待損失を上回る額								オペレーショナル・リスク相当額調整額				
負債性資本調達手段等								リスク・アセット等計				

改正案					現行																																					
リスク・アセット等					<table><tr><td></td><td></td><td></td><td>(F)</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">負債性資本調達手段</td><td></td><td></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>期限付劣後債務及び期限付優先出資</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>補完的項目不算入額</td><td>△</td><td>△</td><td>Tier 1 比率(A／F)</td><td>%</td><td>%</td></tr><tr><td>補 完 的 項 目 (B)</td><td></td><td></td><td>自己資本比率(E／F)</td><td>%</td><td>%</td></tr></table>									(F)			負債性資本調達手段								期限付劣後債務及び期限付優先出資						補完的項目不算入額	△	△	Tier 1 比率(A／F)	%	%	補 完 的 項 目 (B)			自己資本比率(E／F)	%	%
			(F)																																							
負債性資本調達手段																																										
期限付劣後債務及び期限付優先出資																																										
補完的項目不算入額	△	△	Tier 1 比率(A／F)	%	%																																					
補 完 的 項 目 (B)			自己資本比率(E／F)	%	%																																					
(記載上の注意)					1. 本表には、「信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」に基づき算出した数値を記載すること。 2. 「単体自己資本比率」とは、信用金庫法施行規則第 86 条第 1 項第 8 号に規定する単体自己資本比率をいう。 3. 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。 4. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。 5. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 51 項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第 52 項に規定する財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。 (以下略)																																					
信用リスク・アセットの額の合計額																																										
資産（オン・バランス）項目																																										
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額																																										
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額																																										
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額																																										
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額																																										
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額																																										
うち、上記以外に該当するものの額																																										
オフ・バランス項目																																										
CVA リスク相当額を 8%で除して得た額																																										
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額																																										
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額																																										
信用リスク・アセット調整額																																										
オペレーショナル・リスク相当額調整額																																										
リスク・アセット等の額の合計額 (二)																																										

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号) 別紙様式第13号

改正案					現行				
自己資本比率									
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	%		%						
（記載上の注意） 1. 「単体自己資本比率」とは、信用金庫法施行規則第 86 条第 1 項第 8 号に規定する単体自己資本比率をいう。 2. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。 3. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 29 号）第 8 条第 51 項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第 52 項に規定する財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。 （以下略）									

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)

別紙様式第13号の2

改正案

別紙様式第 13 号の 2（第 131 条第 2 項関係）
（略）
第 1（年 月 日から
年 月 日まで）事業概況書
1.・2.（略）
3.連結自己資本比率の状況
〔国内基準に係る連結自己資本比率〕
信用リスク・アセット算出手法
(単位：百万円)

現行

別紙様式第 13 号の 2（第 131 条第 2 項関係）
（略）
第 1（年 月 日から
年 月 日まで）事業概況書
1.・2.（略）
3.連結自己資本比率の状況
〔国内基準に係る連結自己資本比率〕
信用リスク・アセット算出手法
(単位：百万円)

項 目	当期末		前期末	
		経過措置に よる不算入 額		経過措置に よる不算入 額
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る 会員勘定の額				
うち、出資金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に算入されるその他の包括利益累 計額又は評価・換算差額等				
うち、為替換算調整勘定				
うち、経過措置によりコア資本に含まれ る退職給付に係るものの額				
コア資本に係る調整後少数株主持分の額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される 引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置に よりコア資本に係る基礎項目の額に含まれ る額				
公的機関による資本の増強に関する措置を				

項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
出 資 金			他の金融機関の資本調 達手段の意図的な保有 相当額		
非累積的永久優先 出資及び非累積的 永久優先株			負債性資本調達手 段及びこれに準ず るもの		
優先出資申込証拠金					
資 本 剰 余 金					
利 益 剰 余 金			期限付劣後債務及 び期限付優先出資 並びにこれらに準 ずるもの		
処 分 未 済 持 分	△	△	連結の範囲に含まれな い金融子会社及び金融 業務を営む子法人等、保 険子法人等、金融業務を 営む関連法人等の資本 調達手段		
自 己 優 先 出 資	△	△			
自己優先出資申込証拠 金					
その他有価証券の評価 差損	△	△	非同時決済取引に係る 控除額及び信用リスク 削減手法として用いる 保証又はクレジット・デ リバティブの免責額に 係る控除額		

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)

別紙様式第13号の2

改正案					現行						
通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額					為替換算調整勘定			内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額			
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額					新株予約権			PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額			
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額					連結子法人等の少数株主持分			基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス			
コア資本に係る基礎項目の額　　(イ)											
コア資本に係る調整項目					営業権相当額	△	△				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				のれん相当額	△	△	控除項目不算入額	△	△	
	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額				企業結合等により計上される無形固定資産相当額	△	△	控除項目計（D）			
					証券化取引に伴い増加した自己資本相当額	△	△	自己資本額（C-D） (E)			
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額					内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△				
適格引当金不足額					基本的項目(A)						
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額								資産（オン・バランス）項目			
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			オフ・バランス取引等項目			
退職給付に係る資産の額					一般貸倒引当金			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額			
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額					内部格付手法採用金庫において、適格引当金が期待損失額を上回る額			信用リスク・アセット調整額			
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額								オペレーショナル・リスク相当額調整額			
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額											
信用金庫連合会の対象普通出資等の額											
特定項目に係る10%基準超過額											
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額										
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額										
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るも										

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)

別紙様式第13号の2

改正案					現行					
	のに限る。)に関連するものの額							リスク・アセット等計		
特定項目に係る 15%基準超過額					負債性資本調達手段等			(F)		
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				負債性資本調達手段					
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				期限付劣後債務及び期限付優先出資					
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				補完的項目不算入額	△	△			
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)					補完的項目 (B)			Tier 1 比率(A/F)	%	%
自己資本					自己資本総額 (A+B)			自己資本比率 (E/F)	%	%
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)					(C)					
リスク・アセット等					(記載上の注意)					
信用リスク・アセットの額の合計額					1. 本表には、「信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」に基づき算出した数値を記載すること。					
資産 (オン・バランス) 項目					2. 「連結自己資本比率」とは、信用金庫法施行規則第 66 条第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率をいう。					
	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				3. 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。					
	うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)に係るものの額				4. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。					
	うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額				5. 遡及適用 (連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則 (昭和 51 年大蔵省令第 28 号) 第 2 条第 43 号に規定する遡及適用をいう。)、連結財務諸表の組替え (同条第 44 号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。) 又は修正再表示 (同条第 45 号に規定する修正再表示をいう。) により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。					
	うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、退職給付に係る資産に係るものの額									
	うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措									

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)

別紙様式第13号の2

改正案

			置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額				
			うち、上記以外に該当するものの額				
		オフ・バランス項目					
		CVA リスク相当額を 8%で除して得た額					
		中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額					
		オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額					
		信用リスク・アセット調整額					
		オペレーショナル・リスク相当額調整額					
		リスク・アセット等の額の合計額 (二)					
		連結自己資本比率					
		連結自己資本比率 ((ハ) / (二))			%		%

(記載上の注意)

1. 「連結自己資本比率」とは、信用金庫法施行規則第 66 条第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率をいう。

2. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

3. 遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 51 年大蔵省令第 28 号）第 2 条第 43 号に規定する遡及適用をいう。）、連結財務諸表の組替え（同条第 44 号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第 45 号に規定する修正再表示をいう。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

第 2 連結財務諸表

1. (略)

2 (年 月 日現在) 連結貸借対照表

(略)

(記載上の注意)

1. (略)

(1) ~ (19) (略)

(20) 未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異の未処理額の金額

(21) 以上のほか、信用金庫及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

現行

第 2 連結財務諸表

1. (略)

2 (年 月 日現在) 連結貸借対照表

(略)

(記載上の注意)

1. (略)

(1) ~ (19) (略)

(新 設)

(20) 以上のほか、信用金庫及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号) 別紙様式第13号の2

改正案	現行
2.「退職給付に係る負債」には、退職給付債務に未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異の未処理額を加減した額から、年金資産の額を控除した額を負債として計上する。ただし、年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異の未処理額を加減した額を超える場合には、資産として「退職給付に係る資産」に計上する。 3. ～ 8. (略) (以下略)	(新 設) 2. ～ 7. (略) (以下略)

改正案					現行																																																																																																																																																													
別紙様式第14号（第131条第1項関係） （略） 第1事業概況書 第 期（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 1.～15.（略） 16.単体自己資本比率 当期末現在 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕 信用リスク・アセット算出手法 （単位：百万円） <table><thead><tr><th rowspan="2">項 目</th><th colspan="2">当期末</th><th colspan="2">前期末</th></tr><tr><th></th><th>経過措置による不算入額</th><th></th><th>経過措置による不算入額</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="5">普通出資等Tier1資本に係る基礎項目</td></tr><tr><td>普通出資に係る会員勘定の額</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち、出資金及び資本剰余金の額</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち、利益剰余金の額</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち、外部流出予定額（△）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち、上記以外に該当するものの額</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>評価・換算差額等及びその他公表準備金の額</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="5">普通出資等Tier1資本に係る調整項目</td></tr><tr><td>無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち、のれんに係るものの額</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>					項 目	当期末		前期末			経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	普通出資等Tier1資本に係る基礎項目					普通出資に係る会員勘定の額					うち、出資金及び資本剰余金の額					うち、利益剰余金の額					うち、外部流出予定額（△）					うち、上記以外に該当するものの額					評価・換算差額等及びその他公表準備金の額					公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ）					普通出資等Tier1資本に係る調整項目					無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額					うち、のれんに係るものの額					うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額					繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）					別紙様式第14号（第131条第1項関係） （略） 第1事業概況書 第 期（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 1.～15.（略） 16.単体自己資本比率 当期末現在 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕 信用リスク・アセット算出手法 （単位：百万円） <table><thead><tr><th>項 目</th><th>前期末</th><th>当期末</th><th>項 目</th><th>前期末</th><th>当期末</th></tr></thead><tbody><tr><td>出 資 金</td><td></td><td></td><td>短 期 劣 後 債 務</td><td></td><td></td></tr><tr><td>非累積的永久優先出資</td><td></td><td></td><td>準補完的項目不算入額</td><td>△</td><td>△</td></tr><tr><td>優先出資申込証拠金</td><td></td><td></td><td>準 補 完 的 項 目（C）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>資 本 準 備 金</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>そ の 他 資 本 剰 余 金</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>利 益 準 備 金</td><td></td><td></td><td>自己資本総額（A+B+C） （D）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>特 別 積 立 金</td><td></td><td></td><td rowspan="2">他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額</td><td></td><td></td></tr><tr><td>繰越金（当期末残高）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>そ の 他</td><td></td><td></td><td rowspan="4">負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの 期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの</td><td></td><td></td></tr><tr><td>処 分 未 済 持 分</td><td>△</td><td>△</td><td></td><td></td></tr><tr><td>自 己 優 先 出 資</td><td>△</td><td>△</td><td></td><td></td></tr><tr><td>自己優先出資申込証拠金</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>					項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	出 資 金			短 期 劣 後 債 務			非累積的永久優先出資			準補完的項目不算入額	△	△	優先出資申込証拠金			準 補 完 的 項 目（C）			資 本 準 備 金						そ の 他 資 本 剰 余 金						利 益 準 備 金			自己資本総額（A+B+C） （D）			特 別 積 立 金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額			繰越金（当期末残高）					そ の 他			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの 期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの			処 分 未 済 持 分	△	△			自 己 優 先 出 資	△	△			自己優先出資申込証拠金				
項 目	当期末		前期末																																																																																																																																																															
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額																																																																																																																																																														
普通出資等Tier1資本に係る基礎項目																																																																																																																																																																		
普通出資に係る会員勘定の額																																																																																																																																																																		
うち、出資金及び資本剰余金の額																																																																																																																																																																		
うち、利益剰余金の額																																																																																																																																																																		
うち、外部流出予定額（△）																																																																																																																																																																		
うち、上記以外に該当するものの額																																																																																																																																																																		
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額																																																																																																																																																																		
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額																																																																																																																																																																		
普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ）																																																																																																																																																																		
普通出資等Tier1資本に係る調整項目																																																																																																																																																																		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額																																																																																																																																																																		
うち、のれんに係るものの額																																																																																																																																																																		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額																																																																																																																																																																		
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）																																																																																																																																																																		
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																																																																																																																																																													
出 資 金			短 期 劣 後 債 務																																																																																																																																																															
非累積的永久優先出資			準補完的項目不算入額	△	△																																																																																																																																																													
優先出資申込証拠金			準 補 完 的 項 目（C）																																																																																																																																																															
資 本 準 備 金																																																																																																																																																																		
そ の 他 資 本 剰 余 金																																																																																																																																																																		
利 益 準 備 金			自己資本総額（A+B+C） （D）																																																																																																																																																															
特 別 積 立 金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額																																																																																																																																																															
繰越金（当期末残高）																																																																																																																																																																		
そ の 他			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの 期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの																																																																																																																																																															
処 分 未 済 持 分	△	△																																																																																																																																																																
自 己 優 先 出 資	△	△																																																																																																																																																																
自己優先出資申込証拠金																																																																																																																																																																		

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)

別紙様式第14号

改正案

の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通出資（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額				
少数出資金融機関等の普通出資の額				
特定項目に係る 10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに 関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。） に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るもの に限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る 15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに 関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。） に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るもの に限る。）に関連するものの額				
その他 Tier1 資本不足額				
普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目の額（ロ）				
普通出資等 Tier1 資本				
普通出資等 Tier1 資本の額 （（イ）－（ロ）） （ハ）				
その他 Tier1 資本に係る基礎項目				

現行

その他有価証券の評価差損	△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
営 業 権 相 当 額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
の れ ん 相 当 額	△	△	内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の 50%相当額		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	PD／LGD 方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額	△	△	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つ I/O ストリップス		
内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の 50%相当額	△	△	控 除 項 目 不 算 入 額	△	△
基 本 的 項 目 （ A ）			控 除 項 目 計 （ E ）		
償還を行う蓋然性を有する株式等			自己資本額 （D－E） (F)		
海外特別目的会社の発行する優先出資証券					
その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の 45%相当額			資産(オン・バランス)項目		
土地の再評価額と再評			オフ・バランス取引等項		

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号) 別紙様式第14号

改正案					現行					
<u>その他Tier1資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳</u>					<u>価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額</u>			目		
<u>その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額</u>								<u>マーケット・リスク相当額を 8 %で除して得た額</u>		
<u>特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額</u>					<u>一 般 貸 倒 引 当 金</u>			<u>オペレーショナル・リスク相当額を 8 %で除して得た額</u>		
<u>適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額</u>					<u>内部格付手法採用金庫において、適格引当金が期待損失を上回る額</u>					
<u>評価・換算差額等に係る経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額</u>					<u>負債性資本調達手段等</u>			<u>信用リスク・アセット調整額</u>		
<u>その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (二)</u>					<u>負債性資本調達手段</u>			<u>オペレーショナル・リスク相当額調整額</u>		
<u>その他 Tier1 資本に係る調整項目</u>					<u>期限付劣後債務及び期限付優先出資</u>			<u>リスク・アセット等計 (G)</u>		
<u>自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額</u>					<u>補完的項目不算入額</u>	<u>△</u>	<u>△</u>	<u>Tier 1 比率(A／ G)</u>	<u>%</u>	<u>%</u>
<u>意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額</u>					<u>補 完 的 項 目 (B)</u>			<u>自己資本比率(F／ G)</u>	<u>%</u>	<u>%</u>
<u>少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額</u>					(記載上の注意)					
<u>その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額</u>					1. 本表には、「信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」に基づき算出した数値を記載すること。					
<u>調整項目に係る経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額</u>					2. 「単体自己資本比率」とは、信用金庫法施行規則第 86 条第 1 項第 8 号に規定する単体自己資本比率をいう。					
<u>Tier2 資本不足額</u>					3. 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。					
<u>その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)</u>					4. 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の 45%」欄は算出した額が正の値である場合に限り記載すること。					
<u>その他 Tier1 資本</u>					5. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。					
<u>その他 Tier1 資本の額 ((二) － (ホ)) (ヘ)</u>					6. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 51 項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第 52 項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。					
<u>Tier1 資本</u>										
<u>Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)</u>										
<u>Tier2 資本に係る基礎項目</u>										
<u>Tier2 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳</u>										
<u>Tier2 資本調達手段に係る負債の額</u>										
<u>特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額</u>										

改正案					現行				
<u>適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額</u>									
<u>一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額</u>									
<u>うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額</u>									
<u>うち、適格引当金 Tier2 算入額</u>									
<u>公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通出資等 Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額</u>									
<u>評価・換算差額等に係る経過措置によりその他 Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額</u>									
<u>Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)</u>									
<u>Tier2 資本に係る調整項目</u>									
<u>自己保有 Tier2 資本調達手段の額</u>									
<u>意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額</u>									
<u>少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額</u>									
<u>その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額</u>									
<u>調整項目に係る経過措置によりその他 Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額</u>									
<u>Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)</u>									
<u>Tier2 資本</u>									
<u>Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)</u>									
<u>総自己資本</u>									
<u>総自己資本合計 ((ト) + (ヌ)) (ル)</u>									
<u>リスク・アセット等</u>									
<u>信用リスク・アセットの額の合計額</u>									
<u>資産 (オン・バランス) 項目</u>									
<u>調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額</u>									
<u>オフ・バランス取引等項目</u>									
<u>CVA リスク相当額を 8% で除して得た額</u>									

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)

別紙様式第14号

改正案					現行				
	中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額								
	マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額								
	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額								
	信用リスク・アセット調整額								
	オペレーショナル・リスク相当額調整額								
	リスク・アセット等の額の合計額 (ヲ)								
	自己資本比率								
	普通出資等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))	%		%					
	Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))	%		%					
	総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	%		%					
	調整項目に係る参考事項								
	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額								
	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額								
	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額								
	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額								
	Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項								
	一般貸倒引当金の額								
	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額								
	信用金庫連合会が内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）								
	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額								
	資本調達手段に係る経過措置に関する事項								
	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額								
	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあって								

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号) 別紙様式第14号

改正案					現行					
<u>は、零とする。)</u>										
<u>適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額</u>										
<u>適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)</u>										
<u>(記載上の注意)</u>										
1. 「単体自己資本比率」とは、信用金庫法施行規則第 86 条第 1 項第 8 号に規定する単体自己資本比率をいう。										
2. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。										
3. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 51 項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第 52 項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。										
<u>〔国内基準に係る単体自己資本比率〕</u>					<u>〔国内基準に係る単体自己資本比率〕</u>					
		<u>信用リスク・アセット算出手法</u>					<u>信用リスク・アセット算出手法</u>			
<u>(単位：百万円)</u>					<u>(単位：百万円)</u>					
<u>項 目</u>		<u>当期末</u>		<u>前期末</u>	<u>項 目</u>	<u>前期末</u>	<u>当期末</u>	<u>項 目</u>	<u>前期末</u>	<u>当期末</u>
			<u>経過措置による不算入額</u>	<u>経過措置による不算入額</u>	<u>出 資 金</u>			<u>自己資本総額 (A+B)</u>		
					<u>非累積的永久優先出資</u>			<u>(C)</u>		
<u>コア資本に係る基礎項目</u>					<u>優先出資申込証拠金</u>			<u>他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額</u>		
<u>普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額</u>								<u>負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの</u>		
<u>うち、出資金及び資本剰余金の額</u>					<u>資 本 準 備 金</u>			<u>期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの</u>		
<u>うち、利益剰余金の額</u>										
<u>うち、外部流出予定額 (△)</u>										
<u>うち、上記以外に該当するものの額</u>										
<u>コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額</u>										
<u>うち、一般貸倒引当金コア資本算入額</u>										
<u>うち、適格引当金コア資本算入額</u>										

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)

別紙様式第14号

改正案					
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額					
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額					
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額					
コア資本に係る基礎項目の額（イ）					
コア資本に係る調整項目					
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額					
うち、のれんに係るものの額					
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額					
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額					
適格引当金不足額					
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額					
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					
前払年金費用の額					
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額					
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額					
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額					
信用金庫連合会の対象普通出資等の額					
特定項目に係る10%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					

現行						
その他資本剰余金				非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
利益準備金				内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
特別積立金				PD／LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		
繰越金（当期末残高）				基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス		
その他の				控除項目不算入額	△	△
処分未済持分	△	△		控除項目計（D）		
自己優先出資	△	△		自己資本額（C－D） (E)		
自己優先出資申込証拠金						
その他有価証券の評価差損	△	△				
営業権相当額	△	△				
のれん相当額	△	△				
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△				
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額	△	△				

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号) 別紙様式第14号

改正案					現行					
	<u>うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額</u>									
特定項目に係る 15%基準超過額					<u>内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の 50%相当額</u>	<u>△</u>	<u>△</u>			
	<u>うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額</u>				<u>基 本 的 項 目 (A)</u>					
	<u>うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額</u>							<u>資産(オン・バランス)項目</u>		
	<u>うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額</u>				<u>土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額</u>			<u>オフ・バランス取引等項目</u>		
<u>コア資本に係る調整項目の額 (ロ)</u>					<u>一 般 貸 倒 引 当 金</u>			<u>オペレーショナル・リスク相当額を 8 % で除して得た額</u>		
<u>自己資本</u>					<u>内部格付手法採用金庫において、適格引当金が期待損失額を上回る額</u>			<u>信用リスク・アセット調整額</u>		
<u>自己資本の額（（イ）－（ロ）） (ハ)</u>								<u>オペレーショナル・リスク相当額調整額</u>		
<u>リスク・アセット等</u>					<u>負債性資本調達手段等</u>			<u>リスク・アセット等計 (F)</u>		
<u>信用リスク・アセットの額の合計額</u>					<u>負債性資本調達手段</u>					
	<u>資産（オン・バランス）項目</u>				<u>期限付劣後債務及び期限付優先出資</u>					
	<u>うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額</u>				<u>補完的項目不算入額</u>		<u>△</u>	<u>△</u>	<u>Tier 1 比率(A / F)</u>	<u>%</u>
	<u>うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額</u>				<u>補 完 的 項 目 (B)</u>				<u>自己資本比率(E / F)</u>	<u>%</u>
	<u>うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額</u>				<u>(記載上の注意)</u>					
	<u>うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額</u>				1. 本表には、「信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。					
	<u>うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出した</u>				2. 「単体自己資本比率」とは、信用金庫法施行規則第 86 条第 1 項第 8 号に規定する単体自己資本比率をいう。					
					3. 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。					
					4. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。					
					5. 遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。					

改正案						現行
		リスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額				(以下略)
		うち、上記以外に該当するものの額				
		オフ・バランス項目				
	CVA リスク相当額を 8%で除して得た額					
	中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額					
	オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額					
	信用リスク・アセット調整額					
	オペレーショナル・リスク相当額調整額					
	リスク・アセット等の額の合計額 (二)					
	自己資本比率					
	自己資本比率 ((ハ) / (二))	%		%		
	(記載上の注意)					
1. 「単体自己資本比率」とは、信用金庫法施行規則第 86 条第 1 項第 8 号に規定する単体自己資本比率をいう。						
2. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。						
3. 遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。						
(以下略)						

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)

別紙様式第14号の2

改正案

別紙様式第 14 号の 2（第 131 条第 2 項関係）
(略)
第 1
事業概況書
1.・2. (略)
3. 連結自己資本比率の状況
〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕
信用リスク・アセット算出手法
(単位：百万円)

項 目	当期末		当期末	
	経過措置に よる不算入 額	経過措置に よる不算入 額		
普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目				
普通出資に係る会員勘定の額				
うち、出資金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額				
普通出資等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
少数株主持分等に係る経過措置により普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目の額（イ）				
普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額				

現行

別紙様式第 14 号の 2（第 131 条第 2 項関係）
(略)
第 1
事業概況書
1.・2. (略)
3. 連結自己資本比率の状況
〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕
信用リスク・アセット算出手法
(単位：百万円)

項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
出 資 金			短 期 劣 後 債 務		
非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△
優先出資申込証拠金			準 補 完 的 項 目（C）		
資 本 剰 余 金			自 己 資 本 総 額（A+B+C）（D）		
利 益 剰 余 金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
処 分 未 済 持 分	△	△	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの 期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの 短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
自 己 優 先 出 資	△	△			
自己優先出資申込証拠金					
その他有価証券の評価差損	△	△			
為 替 換 算 調 整 勘 定					
新 株 予 約 権			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
連結子法人等の少数株主持分					
うち海外特定目的会社の発行する優先出資証券					
営 業 権 相 当 額	△	△			

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号) 別紙様式第14号の2

改正案						現行					
	を含む。)の額					のれん相当額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外のものの額										
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額						企業結合等により計上される無形固定資産相当額	△	△	内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
繰延ヘッジ損益の額											
適格引当金不足額						証券化取引に伴い増加した自己資本相当額	△	△	PD／LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額											
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額						内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI／Oストリップス		
退職給付に係る資産の額											
自己保有普通出資（純資産の部に計上されるものを除く。）の額						基 本 的 項 目（A）			控 除 項 目 不 算 入 額	△	△
意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額											
少数出資金融機関等の普通出資の額						償還を行う蓋然性を有する株式等			控 除 項 目 計（E）		
特定項目に係る10%基準超過額											
	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額					その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額			自 己 資 本 額（D－E） (F)		
	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額										
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額										
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額										
特定項目に係る15%基準超過額						土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			資産(オン・バランス)項目 オフ・バランス取引等項目		
	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額										
	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額										
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額										
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額										
その他Tier1資本不足額						内部格付手法採用金庫において、適格引当金が期待損失額を上回る額 負債性資本調達手段等			信用リスク・アセット調整額 オペレーショナル・リスク相当額調整額		
普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額											

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)

別紙様式第14号の2

改正案					現行					
<u>(ロ)</u>								<u>リスク・アセット等計</u>		
普通出資等 Tier1 資本								<u>(G)</u>		
普通出資等 Tier1 資本の額 (イ)－(ロ) <u>(ハ)</u>										
その他 Tier1 資本に係る基礎項目								<u>Tier1 比率 (A／G)</u>	<u>%</u>	<u>%</u>
その他 Tier1 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳								<u>自己資本比率 (F／G)</u>	<u>%</u>	<u>%</u>
その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額										
特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額										
その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額										
適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額										
うち、信用金庫連合会及び信用金庫連合会の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額										
うち、信用金庫連合会の連結子法人等（信用金庫連合会の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額										
その他包括利益累計額に係る経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額										
少数株主持分等に係る経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額										
その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 <u>(ニ)</u>										
その他 Tier1 資本に係る調整項目										
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額										
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額										
少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額										
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額										
調整項目に係る経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額										

	<u>負債性資本調達手段</u>			<u>リスク・アセット等計</u>		
	<u>期限付劣後債務及び期限付優先出資</u>					
	<u>補完的項目不算入額</u>	<u>△</u>	<u>△</u>	<u>Tier1 比率 (A／G)</u>	<u>%</u>	<u>%</u>
	<u>補完的項目 (B)</u>			<u>自己資本比率 (F／G)</u>	<u>%</u>	<u>%</u>

(記載上の注意)

1. 本表には、「信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」に基づき算出した数値を記載すること。
2. 「連結自己資本比率」とは、信用金庫法施行規則第 66 条第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率をいう。
3. 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
4. 「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の 45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
5. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
6. 遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第 43 号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、連結財務諸表の組替え（同条第 44 号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第 45 号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

改正案					現行
額					
Tier2 資本不足額					
その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 （ホ）					
その他 Tier1 資本					
その他 Tier1 資本の額 （（ニ）－（ホ）） （ヘ）					
Tier1 資本					
Tier1 資本の額 （（ハ）＋（ヘ）） （ト）					
Tier2 資本に係る基礎項目					
Tier2 資本調達手段に係る会員勘定の額及び その内訳					
Tier2 資本調達手段に係る負債の額					
特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手 段の額					
Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額					
適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額					
うち、信用金庫連合会及び信用金庫連合会 の特別目的会社等の発行する資本調達手段 の額					
うち、信用金庫連合会の連結子法人等（信 用金庫連合会の特別目的会社等を除く。） の発行する資本調達手段の額					
一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額					
うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額					
うち、適格引当金 Tier2 算入額					
公的機関による資本の増強に関する措置に係 る経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目 の額に算入されるものの額					
その他包括利益累計額に係る経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される ものの額					
少数株主持分等に係る経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの					

改正案					現行
額					
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)					
Tier2 資本に係る調整項目					
自己保有 Tier2 資本調達手段の額					
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額					
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の 額					
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額					
調整項目に係る経過措置により Tier2 資本に 係る調整項目の額に算入されるものの額					
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)					
Tier2 資本					
Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)					
総自己資本					
総自己資本合計 ((ト) + (ヌ)) (ル)					
リスク・アセット等					
信用リスク・アセットの額の合計額					
資産 (オン・バランス) 項目					
調整項目に係る経過措置によりリスク・ アセットの額に算入されるものの額					
オフ・バランス取引等項目					
CVA リスク相当額を 8%で除して得た額					
中央清算機関関連エクスポージャーに係る 信用リスク・アセットの額					
マーケット・リスク相当額を 8%で除して得た 額					
オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除し て得た額					
信用リスク・アセット調整額					
オペレーショナル・リスク相当額調整額					
リスク・アセット等の額の合計額 (ヲ)					

改正案					現行
連結自己資本比率					
連結普通出資等 Tier1 比率 （（ハ）／（ヲ））	%		%		
連結 Tier1 比率 （（ト）／（ヲ））	%		%		
連結総自己資本比率 （（ル）／（ヲ））	%		%		
調整項目に係る参考事項					
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額					
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額					
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額					
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額					
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
一般貸倒引当金の額					
一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額					
信用金庫連合会が内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）					
適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額					
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額					
適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）					
適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額					
適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）					
<u>（記載上の注意）</u>					
1. 「連結自己資本比率」とは、信用金庫法施行規則第 66 条第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資					

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)

別紙様式第14号の2

改正案

本比率をいう。

2.「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

3. 遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第43号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法				
(単位：百万円)				
項 目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額				
うち、出資金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等				
うち、為替換算調整勘定				
うち、経過措置によりコア資本に含まれる退職給付に係るものの額				
コア資本に係る調整後少数株主持分の額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過				

現行

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法					
(単位：百万円)					
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
出 資 金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
優先出資申込証拠金			期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの		
資 本 剰 余 金					
利 益 剰 余 金					
処分未済持分	△	△	連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
自己優先出資	△	△			
自己優先出資申込証拠金					
その他有価証券の評価差損	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)

別紙様式第14号の2

改正案					
措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額					
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額					
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額					
コア資本に係る基礎項目の額（イ）					
コア資本に係る調整項目					
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額					
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額					
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額					
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額					
適格引当金不足額					
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額					
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					
退職給付に係る資産の額					
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額					
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額					
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額					
信用金庫連合会の対象普通出資等の額					
特定項目に係る 10%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
特定項目に係る 15%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通出資等					

現行						
為替換算調整勘定			内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の 50%相当額			
新株予約権			PD／LGD 方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額			
連結子法人等の少数株主持分			基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つ I/O ストリップス			
営業権相当額	△	△				
のれん相当額	△	△	控除項目不算入額	△		△
企業結合等により計上される無形固定資産相当額	△	△	控除項目計（D）			
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額	△	△	自己資本額（C－D） (E)			
内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の 50%相当額	△	△				
基本的项目(A)						
			資産（オン・バランス）項目			
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額			オフ・バランス取引等項目			
一般貸倒引当金			オペレーショナル・リスク相当額を 8 %で除して得た額			
内部格付手法採用金庫において、適格引当金が期待損失額を上回る額			信用リスク・アセット調整額			
			オペレーショナル・リスク相当額調整額			

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)

別紙様式第14号の2

改正案					現行					
	に該当するものに関連するものの額				負債性資本調達手段等			リスク・アセット等計 (F)		
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額									
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額									
	コア資本に係る調整項目の額 (ロ)									
自己資本					負債性資本調達手段					
自己資本の額（（イ）－（ロ）） (ハ)										
リスク・アセット等					期限付劣後債務及び期限付優先出資					
信用リスク・アセットの額の合計額					補充的項目不算入額	△	△			
	資産（オン・バランス）項目				補充的項目 (B)			Tier 1 比率 (A／F)	%	%
	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				自己資本総額 (A+B) (C)			自己資本比率 (E／F)	%	%
	うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額									
	うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額									
	うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、退職給付に係る資産に係るものの額									
	うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額									
	うち、上記以外に該当するものの額									
	オフ・バランス項目									
					(記載上の注意)					
					1. 本表には、「信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。					
					2. 「連結自己資本比率」とは、信用金庫法施行規則第 66 条第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率をいう。					
					3. 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。					
					4. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。					
					5. 遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。					
					(以下略)					

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)

別紙様式第14号の2

改正案					現行
	<u>CVA リスク相当額を 8%で除して得た額</u>				
	<u>中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額</u>				
	<u>オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額</u>				
	<u>信用リスク・アセット調整額</u>				
	<u>オペレーショナル・リスク相当額調整額</u>				
	<u>リスク・アセット等の額の合計額 (二)</u>				
<u>連結自己資本比率</u>					
	<u>連結自己資本比率 ((ハ) / (二))</u>	<u>%</u>	<u>%</u>		
<u>(記載上の注意)</u>					
<u>1. 「連結自己資本比率」とは、信用金庫法施行規則第 66 条第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率をいう。</u>					
<u>2. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。</u>					
<u>3. 遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。</u>					
(以下略)					

改正案					現行																																																																																																																																																					
別紙様式第15号（第131条第1項関係） （略） 第1事業概況書 第 期（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 1.～16.（略） 17. 単体自己資本比率 当期末現在 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕 信用リスク・アセット算出手法 （単位：百万円）					別紙様式第15号（第131条第1項関係） （略） 第1事業概況書 第 期（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 1.～16.（略） 17. 単体自己資本比率 当期末現在 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕 信用リスク・アセット算出手法 （単位：百万円）																																																																																																																																																					
<table><thead><tr><th rowspan="2">項 目</th><th colspan="2">当期末</th><th colspan="2">前期末</th></tr><tr><th>経過措置による不算入額</th><th>経過措置による不算入額</th><th></th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="5">普通出資等Tier1資本に係る基礎項目</td></tr><tr><td colspan="5">普通出資に係る会員勘定の額</td></tr><tr><td>うち、出資金及び資本剰余金の額</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち、利益剰余金の額</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち、外部流出予定額（△）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち、上記以外に該当するものの額</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>評価・換算差額等及びその他公表準備金の額</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="5">公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額</td></tr><tr><td>普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="5">普通出資等Tier1資本に係る調整項目</td></tr><tr><td colspan="5">無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額</td></tr><tr><td>うち、のれんに係るものの額</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>					項 目	当期末		前期末		経過措置による不算入額	経過措置による不算入額			普通出資等Tier1資本に係る基礎項目					普通出資に係る会員勘定の額					うち、出資金及び資本剰余金の額					うち、利益剰余金の額					うち、外部流出予定額（△）					うち、上記以外に該当するものの額					評価・換算差額等及びその他公表準備金の額					公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ）					普通出資等Tier1資本に係る調整項目					無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額					うち、のれんに係るものの額					うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額					繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）					<table><thead><tr><th>項 目</th><th>前期末</th><th>当期末</th><th>項 目</th><th>前期末</th><th>当期末</th></tr></thead><tbody><tr><td>出 資 金</td><td></td><td></td><td>短 期 劣 後 債 務</td><td></td><td></td></tr><tr><td>非累積的永久優先出資</td><td></td><td></td><td>準補完的項目不算入額</td><td>△</td><td>△</td></tr><tr><td>優先出資申込証拠金</td><td></td><td></td><td>準 補 完 的 項 目（C）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>資 本 準 備 金</td><td></td><td></td><td rowspan="4">自己資本総額（A+B+C）（D）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>そ の 他 資 本 剰 余 金</td><td></td><td></td></tr><tr><td>利 益 準 備 金</td><td></td><td></td></tr><tr><td>特 別 積 立 金</td><td></td><td></td></tr><tr><td>繰越金（当期末残高）</td><td></td><td></td><td rowspan="3">他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額</td><td></td><td></td></tr><tr><td>そ の 他</td><td></td><td></td></tr><tr><td>処 分 未 済 持 分</td><td>△</td><td>△</td></tr><tr><td>自 己 優 先 出 資</td><td>△</td><td>△</td><td rowspan="2">負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの</td><td></td><td></td></tr><tr><td>自己優先出資申込証拠金</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>					項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	出 資 金			短 期 劣 後 債 務			非累積的永久優先出資			準補完的項目不算入額	△	△	優先出資申込証拠金			準 補 完 的 項 目（C）			資 本 準 備 金			自己資本総額（A+B+C）（D）			そ の 他 資 本 剰 余 金			利 益 準 備 金			特 別 積 立 金			繰越金（当期末残高）			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額			そ の 他			処 分 未 済 持 分	△	△	自 己 優 先 出 資	△	△	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの			自己優先出資申込証拠金						期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの		
項 目	当期末		前期末																																																																																																																																																							
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額																																																																																																																																																								
普通出資等Tier1資本に係る基礎項目																																																																																																																																																										
普通出資に係る会員勘定の額																																																																																																																																																										
うち、出資金及び資本剰余金の額																																																																																																																																																										
うち、利益剰余金の額																																																																																																																																																										
うち、外部流出予定額（△）																																																																																																																																																										
うち、上記以外に該当するものの額																																																																																																																																																										
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額																																																																																																																																																										
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額																																																																																																																																																										
普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ）																																																																																																																																																										
普通出資等Tier1資本に係る調整項目																																																																																																																																																										
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額																																																																																																																																																										
うち、のれんに係るものの額																																																																																																																																																										
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額																																																																																																																																																										
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）																																																																																																																																																										
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																																																																																																																																																					
出 資 金			短 期 劣 後 債 務																																																																																																																																																							
非累積的永久優先出資			準補完的項目不算入額	△	△																																																																																																																																																					
優先出資申込証拠金			準 補 完 的 項 目（C）																																																																																																																																																							
資 本 準 備 金			自己資本総額（A+B+C）（D）																																																																																																																																																							
そ の 他 資 本 剰 余 金																																																																																																																																																										
利 益 準 備 金																																																																																																																																																										
特 別 積 立 金																																																																																																																																																										
繰越金（当期末残高）			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額																																																																																																																																																							
そ の 他																																																																																																																																																										
処 分 未 済 持 分	△	△																																																																																																																																																								
自 己 優 先 出 資	△	△	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの																																																																																																																																																							
自己優先出資申込証拠金																																																																																																																																																										
			期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの																																																																																																																																																							

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)

別紙様式第15号

改正案					
の額					
繰延ヘッジ損益の額					
適格引当金不足額					
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額					
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					
前払年金費用の額					
自己保有普通出資（純資産の部に計上されるものを除く。）の額					
意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額					
少数出資金金融機関等の普通出資の額					
特定項目に係る 10%基準超過額					
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに 関連するものの額					
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。） に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るもの に限る。）に関連するものの額					
特定項目に係る 15%基準超過額					
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに 関連するものの額					
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。） に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るもの に限る。）に関連するものの額					
その他 Tier1 資本不足額					
普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目の額 （ロ）					
普通出資等 Tier1 資本					
普通出資等 Tier1 資本の額 （（イ）－（ロ）） （ハ）					
その他 Tier1 資本に係る基礎項目					

現行						
その他有価証券の評価 差損	△	△		短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
営 業 権 相 当 額	△	△		非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
の れ ん 相 当 額	△	△		内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の 50%相当額		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△		PD／LGD 方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額	△	△		基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つ I／O ストリップス		
内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の 50%相当額	△	△		控 除 項 目 不 算 入 額	△	△
基 本 的 項 目 （ A ）				控 除 項 目 計 （ E ）		
償還を行う蓋然性を有する株式等				自 己 資 本 額 （ D － E ） （ F ）		
海外特別目的会社の発行する優先出資証券						
その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の 45%相当額				資産(オン・バランス)項目		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の				オフ・バランス取引等項目		

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号) 別紙様式第15号

改正案					現行					
その他Tier1資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳					差額の45%相当額			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額					一般貸倒引当金			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額					内部格付手法採用金庫において、適格引当金が期待損失額を上回る額					
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額					負債性資本調達手段等			信用リスク・アセット調整額		
評価・換算差額等に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					負債性資本調達手段			オペレーショナル・リスク相当額調整額		
その他Tier1資本に係る基礎項目の額(二)					期限付劣後債務及び期限付優先出資			リスク・アセット等計(G)		
その他Tier1資本に係る調整項目					補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/G)	%	%
自己保有その他Tier1資本調達手段の額					補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額					(記載上の注意)					
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額					1. 本表には、「信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」に基づき算出した数値を記載すること。					
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額					2. 「単体自己資本比率」とは、信用金庫法施行規則第86条第1項第8号に規定する単体自己資本比率をいう。					
調整項目に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額					3. 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。					
Tier2資本不足額					4. 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した額が正の値である場合に限り記載すること。					
その他Tier1資本に係る調整項目の額(ホ)					5. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。					
その他Tier1資本					6. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。					
その他Tier1資本の額（(二)－(ホ)）(ヘ)										
Tier1資本										
Tier1資本の額（(ハ)＋(ヘ)）(ト)										
Tier2資本に係る基礎項目										
Tier2資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳										
Tier2資本調達手段に係る負債の額										
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額										

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)

別紙様式第15号

改正案					現行				
<u>適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額</u>									
<u>一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額</u>									
<u>うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額</u>									
<u>うち、適格引当金 Tier2 算入額</u>									
<u>公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通出資等 Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額</u>									
<u>評価・換算差額等に係る経過措置によりその他 Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額</u>									
<u>Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)</u>									
<u>Tier2 資本に係る調整項目</u>									
<u>自己保有 Tier2 資本調達手段の額</u>									
<u>意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額</u>									
<u>少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額</u>									
<u>その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額</u>									
<u>調整項目に係る経過措置によりその他 Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額</u>									
<u>Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)</u>									
<u>Tier2 資本</u>									
<u>Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)</u>									
<u>総自己資本</u>									
<u>総自己資本合計 ((ト) + (ヌ)) (ル)</u>									
<u>リスク・アセット等</u>									
<u>信用リスク・アセットの額の合計額</u>									
<u>資産 (オン・バランス) 項目</u>									
<u>調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額</u>									
<u>オフ・バランス取引等項目</u>									
<u>CVA リスク相当額を 8% で除して得た額</u>									

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)

別紙様式第15号

改正案					現行				
	中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額								
	マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額								
	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額								
	信用リスク・アセット調整額								
	オペレーショナル・リスク相当額調整額								
	調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額								
	リスク・アセット等の額の合計額 (ヲ)								
	自己資本比率								
	普通出資等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))	%		%					
	Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))	%		%					
	総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	%		%					
	調整項目に係る参考事項								
	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額								
	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額								
	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額								
	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額								
	Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項								
	一般貸倒引当金の額								
	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額								
	信用金庫連合会が内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）								
	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額								
	資本調達手段に係る経過措置に関する事項								
	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額								
	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧								

改正案

Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
(記載上の注意)				
1. 「単体自己資本比率」とは、信用金庫法施行規則第 86 条第 1 項第 8 号に規定する単体自己資本比率をいう。				
2. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。				
3. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 51 項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第 52 項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。				
〔国内基準に係る単体自己資本比率〕				
		信用リスク・アセット算出手法		
(単位：百万円)				
項 目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額				
うち、出資金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				

現行

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕					
			信用リスク・アセット算出手法		
(単位：百万円)					
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
出 資 金			自己資本総額（A+B） (C)		
非累積的永久優先出資			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
優先出資申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
資 本 準 備 金			期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの		

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)

別紙様式第15号

改正案

適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				
信用金庫連合会の対象普通出資等の額				
特定項目に係る 10%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				

現行

その他資本剰余金			非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
利益準備金			内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の 50%相当額		
特別積立金			PD／LGD 方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		
繰越金（当期末残高）			基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つ I/O ストリップス		
その他			控除項目不算入額	△	△
処分未済持分	△	△	控除項目計（D）		
自己優先出資	△	△	自己資本額（C－D） (E)		
自己優先出資申込証拠金					
その他有価証券の評価差損	△	△			
営業権相当額	△	△			
のれん相当額	△	△			
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△			
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額	△	△			

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号) 別紙様式第15号

改正案					現行					
	<u>うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額</u>				<u>内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の 50%相当額</u>	<u>△</u>	<u>△</u>			
<u>特定項目に係る 15%基準超過額</u>					<u>基 本 的 項 目 (A)</u>					
	<u>うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額</u>							<u>資産(オン・バランス)項目</u>		
	<u>うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額</u>				<u>土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額</u>			<u>オフ・バランス取引等項目</u>		
	<u>うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額</u>				<u>一 般 貸 倒 引 当 金</u>			<u>オペレーショナル・リスク相当額を 8 % で除して得た額</u>		
<u>コア資本に係る調整項目の額 (ロ)</u>										
<u>自己資本</u>										
<u>自己資本の額（（イ）－（ロ）） (ハ)</u>										
<u>リスク・アセット等</u>										
<u>信用リスク・アセットの額の合計額</u>										
	<u>資産（オン・バランス）項目</u>									
	<u>うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額</u>									
	<u>うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額</u>							<u>信用リスク・アセット調整額</u>		
	<u>うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額</u>							<u>オペレーショナル・リスク相当額調整額</u>		
	<u>うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額</u>							<u>リスク・アセット等計 (F)</u>		
	<u>うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出した</u>				<u>負債性資本調達手段等</u>					
					<u>負債性資本調達手段</u>					
					<u>期限付劣後債務及び期限付優先出資</u>					
					<u>補完的項目不算入額</u>	<u>△</u>	<u>△</u>	<u>Tier 1 比率(A／F)</u>	<u>%</u>	<u>%</u>
					<u>補 完 的 項 目 (B)</u>			<u>自己資本比率(E／F)</u>	<u>%</u>	<u>%</u>
<u>(記載上の注意)</u>										
<u>1. 本表には、「信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。</u>										
<u>2. 「単体自己資本比率」とは、信用金庫法施行規則第 86 条第 1 項第 8 号に規定する単体自己資本比率をいう。</u>										
<u>3. 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。</u>										
<u>4. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。</u>										
<u>5. 遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。</u>										

改正案					現行				
		リスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額							
		うち、上記以外に該当するものの額							
		オフ・バランス項目							
		CVA リスク相当額を 8%で除して得た額							
		中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額							
		オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額							
		信用リスク・アセット調整額							
		オペレーショナル・リスク相当額調整額							
		リスク・アセット等の額の合計額 (二)							
		自己資本比率							
		自己資本比率 ((ハ) / (二))	%		%				
(記載上の注意)									
1. 「単体自己資本比率」とは、信用金庫法施行規則第 86 条第 1 項第 8 号に規定する単体自己資本比率をいう。									
2. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。									
3. 遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。									
第 2 貸 借 対 照 表					第 2 貸 借 対 照 表				
第 期末 年 月 日現在					第 期末 年 月 日現在				
(信用金庫連合会名)					(信用金庫連合会名)				
科 目	金 額	科 目	金 額		科 目	金 額	科 目	金 額	
(略)		(略)			(略)		(略)		
債 券 発 行 差 金		役 職 退 職 慰 労 引 当 金			債 券 発 行 差 金		役 職 退 職 慰 労 引 当 金		
債 券 発 行 費 用		特 別 法 上 の 引 当 金			債 券 発 行 費 用		特 別 法 上 の 引 当 金		
前 払 年 金 費 用		金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金			前 払 年 金 費 用		金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金		
繰 延 税 金 資 産		繰 延 税 金 負 債			繰 延 税 金 資 産		繰 延 税 金 負 債		
(略)		(略)			(略)		(略)		
(記載上の注意)					(記載上の注意)				
1. ～ 9. (略)					1. ～ 9. (略)				
(以下略)					(以下略)				